

## 厚生常任委員会会議録

平成16年5月21日午前9時00分から第一会議室で開かれた。

### 1. 出席委員

◎木田 守彦            ○里川 宜志子            浦野 圭司  
三木 誓士            中西 和夫

浅井議長

### 2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	助 役	芳村 是
収 入 役	中野 秀樹	総 務 部 長	植村 哲男
住民生活部長	中井 克巳	福 祉 課 長	西川 肇
同 課 長 補 佐	寺田 良信	同 課 長 補 佐	西梶 浩司
同 係 長	木村 隆幸	健康推進課長	清水 孝悦
同 課 長 補 佐	植村 俊彦	同 吏 員	谷口 祥子
環境対策課長	清水 建也	同 課 長 補 佐	乾 善亮
同 課 長 補 佐	栗本 公生	同 吏 員	吉川 勝治
住 民 課 長	西谷 桂子	同 課 長 補 佐	清水 昭雄
同 吏 員	小澤香代子		

### 3. 会議の書記

議会事務局長 浦口 隆            同 係 長 猪川 恭弘

### 4. 審査事項

別紙の通り

委員長 開 会（午前9時00分）  
署名委員 里川委員、浦野委員

委員長 おはようございます。全委員出席されておりますので、ただいまより、厚生常任委員会を開会いたします。  
審査に入ります前に、今回人事異動がありましたので、その職員のご紹介をしていただきたいと思います。

（ 職員紹介 ）

委員長 それでは、本日の会議を開きます。  
町長の挨拶をお受けいたします。小城町長

（ 町長挨拶 ）

委員長 まず最初に本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。  
署名委員に、里川委員、浦野委員のお二人を指名いたします。  
本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりでございます。

委員長 初めに継続審査案件であります（1）（仮称）総合福祉会館整備計画についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

福祉課長 それでは継続審査案件の（仮称）総合福祉会館整備計画について、ご説明申し上げます。  
ただいま、町長の挨拶にもありましたとおり、事業用地の選定につきまして、現在種々検討しているところであります。本施設につきましては、本町の重点施策でありますことから、出来るだけ早急に対応してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上、簡単ではございますが説明を終わらせていただきます。

委員長

説明が終了しましたので、質疑意見があればお受けいたします。

里川委員

総合福祉会館の件につきましては、私たちも今後の高齢化社会に向けて、是非とも欲しい施設であるという風に認識をしてこれまで取り組んできた経過があるんですけども、ここでひとつちょっと確認をさせていただきたい点があるんですが、平群町さんの方で、合併問題などのビラを見ておりますと、平群町では図書館がない、そして、合併をすれば図書館の建設はあり得なくなる、無くなってしまうという風なことが書かれたビラを前に目にしたことがあるんですが、この総合福祉会館につきましては、今の合併協議会進んでいる中で、もし合併をすれば総合福祉会館についてはどの様なことになるのか、平群町の図書館と同じように建設が出来なくなってしまうのか、というところを、今の協議会の中での、新市建設計画ですね、そういった中での状況としては私たちはどの様に判断して、見ておいたらいいか、ということを確認をさせていただけたらと思うんですが。

町長

いずれにいたしましても、当町が計画している関係等について、合併をしてもしなくても、当然、この地域においては、福祉の関係というのは、当然、医療機関というのは、定まっておられます。計画は計画として、合併しても、その点については今後継続をされると、私は思ってますし、平群町の場合の図書館の問題とか、出来ませんということは、そんな関係は、私は議会、或いは理事者側がそういうお考えであれば、当然、住民のニーズが高ければ図書館をやっていくということで、その図書館規模も、安堵町みたいに保健センターの中に図書室をするのがいいのか、或いはそういうこともあるし、図書館全体について、ひとつ造るのか、或いはホールのところ図書館を入れるのか、そういうことも考えられますから、ただ、その地域にないということは、その地域が繁栄がないということですから、私は合併という

のは、やっても、地域が万遍なく、栄えていくのが本来ですけれども、そういうことが今一番大きな問題になっているわけです。メリット、デメリットの中でも。やはりそういうことを考えていかなかったら、斑鳩という歴史的風土ある町が、どこかに仮に中心が、王寺が仮に挙がってますように、そうしたら斑鳩はどうなっていくのかとなりますから、当然我々は先人が築いた、こういうところを、やはり、福祉についても、こういう計画は当然、入れていただくということになってまいりますし、当然、合併するにしても、しなくても、当然、福祉会館というのは、造っていくと。もう事業計画建ててますから、当然、私どもの財政シミュレーションの中にも福祉会館は入ってますから、当然、進めないといけないと思ってます。

委員長 他にございませんか。

三木委員 会館が延期になってということですが、現実としてですね、今、場所の確保であるとか、いつ頃までに目処つけたいという、その辺の状況はいかがでしょうか。

助 役 先ほど町長も申し上げましたとおり、一旦選定場所を決めさせていただいて、選考場所の地権者に協力方お願いをし、努力を致したところでございます。なかなか協力をいただけないということで断念をした、という経緯から考えますと、即座にどうかという訳にはいかない、非常に難しい要素があるということでございますので、先ほど申し上げてますとおり、種々検討しながら進めてまいりたい、この様に考えております。ただ、今、三木議員のおっしゃるように、いつかということ是非常に言い難い面がございますので、その点ご理解願いたいと思います。

委員長 今回も買収ということで、お流れになったような状況なんですが、今度また仮に借地とかいうような形になってきたら、その場合は、あ

くまでも買収にこだわっておられるのか、借地でもやっ払いこうという考えがあるのかどうか、その点について。

助 役 第1回目の選定地に対しての議論の中で、借地ということに対して、非常に意見が殺到したという経緯がございます。そういうことから考えますと、町としてもやはり買収が原則ということで掛かっておりますので、借地ということは、大事な問題として、やはり斑鳩ということで意見が出るかも分かりませんが、まず、買収を主とした形で進めてまいりたいと考えております。

委員長 他にございませんか。

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。  
本件については、説明を受け一定の審査を行ったということで終了します。

委員長 次に、6月定例議会に付議が予定されている議案について予め説明を受けることにいたします。

はじめに（1）斑鳩町印鑑条例の一部を改正する条例についての説明を求めます。なお、報告事項の施行規則の一部改正についても本条例改正と関連いたしますので、併せて理事者の説明を求めます。

住民課長 それでは、斑鳩町印鑑条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

まず、資料1をご覧ください。案が抜けておりますので、大変申し訳ございませんが、全て案をつけていただきますようお願いいたします。

資料1の要旨をご覧ください。要旨を朗読いたします。

（ 要旨朗読 ）

住民課長 それでは新旧対照表をご覧くださいませうでしょうか。登録申請の確

認ということで、第4条第2項で登録申請の真実について、登録申請者に対して文書で照会した回答書を持参して、従来はしておりましたが、今回改正に伴いまして、その回答書に、及び町長が適当と認める書類を追加することにいたしました。追加することによりまして、登録申請者の本人確認を確実にいき、虚偽の申請の未然防止に努めてまいりたいと思います。

町長の適当と認める書類につきましては、次の報告のところで、斑鳩町印鑑条例施行規則の一部を改正する規則について、資料4で、資料を上げております。資料4をご覧くださいませでしょうか。資料4の新旧対照表でご説明申し上げます。

確認方法と致しまして、第4条の第2項を追加しております。条例第4条第2項に定める町長が適当と認める書類は、前項第1号に掲げる書類のほか、健康保険の被保険者証、各種年金証書、その他住所・氏名の記載のある公的機関が発行した書類とする。ただし、第三者が取得可能な書類は除くということで、前項第1号に掲げる書類は、官公庁の発行いたしました免許証、許可書、若しくは身分証明書で、本人の写真が貼付されたもの、これは運転免許証とか、パスポートで確認いたします。それがない場合、健康保険証、各種年金証書を持参していただくと、それもないという場合でありましたら、その他住所・氏名の記載のある公的機関が発行した書類といいますのは、国税とか、地方税の納税証明書等を考えております。ただし、第三者が取得可能な書類は除くといいますのは、住民票等をお持ちいただきましても、対象外として定めていくということで、以上、適当な書類といいますのは施行規則で定めまして、十分な本人確認を行いまして、印鑑登録を行ってまいりたいと思います。

以上簡単ではございますが、ご説明とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

委員長

説明が終了しましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

里川委員 基本的な確認だけさせていただきたいと思います。  
身分証明書の中には大学などの所属している学生証というのは入るようになっているのでしょうか。

住民課長 学校は国公立の学校でありましたら、身分証明として扱っております。専門学校等に関しましては身分証明書としては取り扱ってはおりません。

里川委員 そうしたら、国公立の大学だけ。私立の大学でも法人化してきちんとした学校、たくさんありますけど、専門学校というのは分かるんですが、きちんとした私立大学なんていうのは数多くあることですので、成人になられたりして、印鑑登録して、自分でお車買われたりとかいうケースが出てきたときに、学生証というのはありなのか、どうなのか、というのは疑問だったので、聞いたんですが、それを聞いたら余計に疑問を抱きまして、そこは線が引かれているのでしょうか、きちんと、もう一度。

住民課長 学生証につきましては、国公立だけという風に決めておりまして、今、おっしゃるように、自動車の登録になりましたら、当然運転免許証等がお持ちですので、それを持参していただくということでおります。

委員長 他にございませんか。  
ないようですので、これをもって終わりたいと思います。

委員長 次に（２）平成１６年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）について。理事者の説明を求めます。

健康推進 平成１６年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）

課長 についてでございますが、16年度の介護納付金と老人保健拠出金が確定しましたことに伴いまして、歳出では介護納付金の増額、老人保健拠出金の減額、歳入でこれに伴う国庫金を増減するというものでございます。以上です。

委員長 説明が終了しましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

( 質疑なし )

委員長 ないようですので、これをもって終わりたいと思います。

委員長 次に(3)町長専決処分について承認を求めることについて(平成16年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について)理事者の説明を求めます。

健康推進 平成16年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)課長 についてでございます。

これは、平成15年度において、医療に要しました費用が歳入を上回ると考えられるため、会計処理上、平成16年度より不足分を繰上充用するための補正予算でございます。5月下旬に、補正の専決処分を行ったうえで、5月末日付けで繰上充用を行う予定でございます。以上です。

委員長 説明が終了しましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

( 質疑なし )

委員長 ないようですので、これをもって終わりたいと思います。



委員長 次に、（４）町長専決処分について承認を求めることについて（平成16年度斑鳩町老人保健特別会計補正予算（第1号）について）理事者の説明を求めます。

環境対策課長 平成16年度斑鳩町老人保健特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

これは、平成15年度本特別会計において、医療に要しました費用が当該年度の医療費交付決定額を上回ると考えられるため、平成16年度より不足分を繰上充用するための補正予算でございます。

以上でございます。

委員長 説明が終了しましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

里川委員 最初に、国民健康保険事業特別会計補正予算のほうで、拠出金の関係で、介護納付金は増になってきて、老健の方では拠出金が減になってきているという状況との関係の中で、拠出金は減っているけど、老健の予算としては状況的に見たら、当年度をオーバーするという風な状況になっているということだろうと思うんですね。今の説明では。今後の見通しというんですか、ちょっとお聞きしておきたいなと思うんですけれども。

健康推進課長補佐 平成14年の10月の法律改正で老人保健の対象者が70歳から75歳に引き上げられたと。平成14年10月までに70歳になっておられる方については、それまでどおり、老人保健を適用していくということです。

その事によりまして、老人保健対象者が減少してきております。その分、同じ負担金で、各保険者が負担するということになっておりまして、患者さんにとっては負担が上がってはならないんですけど、そ

ういう形で、老人保健の方の予算につきましては年々少なくなってきております。各保険者から出しています老人保健拠出金につきましては、今回の分につきましては前々年の精算額と当該年度の概算額の合わせた分を拠出していきますので、老人保健の国全体の、老人保健に掛かる費用が少なくなってくる分、各保険者から出す拠出金も当面の間は少なくなっていくだろうという風に思っております。

委員長

他にございませんか。

ないようですので、これをもって終わりたいと思います。

委員長

次に、（５）議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）及び（６）議会の委任による町長専決処分の報告について（平成１６年度斑鳩町一般会計補正予算（第１号）について）は関連致しますので併せて理事者の説明を求めます。

環境対策  
課長

６月定例会提出予定議案の５番目と６番目でございますけれども、議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）と、議会の委任による町長専決処分の報告について（平成１６年度斑鳩町一般会計補正予算（第１号）について）を一括して説明させていただきます。

まず、損害賠償の額の決定についてですが、資料２をご覧くださいと思います。専決処分書を朗読させていただきます。

（ 専決処分書朗読 ）

環境対策  
課長

資料を１枚捲っていただきますと、事故の概要等を記載しております。これも朗読させていただきます。

（ 資料朗読 ）

環境対策  
課長

具体的な内容でございますが、本年の4月の中旬でございます。衛生処理場の職員が運転いたしますごみ収集車が、町道101号線、これはご存知のように龍田神社の南側を東西に走る町道でございますけれども、その町道をごみ収集車が役場から西に向けて進行中でありまして、丁度坂本医院の前辺りで、前方で交通事故の処理をしているという現場に出くわしたということで、その先が一時通行不能となっていたということで、その先に回収場所がありました関係上、迂回して違う道を辿ろうとして、方向転換をしようとした際に、安易に坂本医院の駐車場に進入し、その際にそこに設置されておりましたカーポートに車両後部を接触させて、カーポートを損壊させたという内容でございます。その後直ぐに職員が坂本医院を訪れまして、お詫びを申し上げますと共に、損壊したカーポートを修復させていただく旨の説明をさせていただきましたところ、坂本先生も快くご理解いただきまして、その結果修復をさせていただいたということでございます。その結果、修復となりまして、この度坂本先生との示談も成立いたしましたことから、専決処分をさせていただいたということでございます。損害賠償の額、219,450円につきましては、カーポートの修復代金でございます。

過去におきまして、衛生処理場の職員が事故を起こしている中で、その都度慎重な運転を促し、また、不必要に個人の敷地に進入することがないように注意を喚起してきたところではございますけれども、またぞろ、こうした事故が起きたということでございます。

今後におきましてはこうした事態が生じないように、作業につきましては、なお一層、万全の注意を傾注することを、再度職員に指導徹底したところでございます。

続きまして、補正予算につきまして説明させていただきたいと思っております。資料3をご覧くださいと思います。これにつきましても、専決処分書を朗読させていただきたいと思っております。

( 専決処分書朗読 )

環境対策課長 この補正予算につきましては、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ、22万円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれを92億4,022万円とするものでございます。内容につきましては、予算に関する説明書に基づきまして説明させていただきたいと思っております。

予算書の4ページをご覧くださいと思います。まず、歳入でございますが、第20款諸収入、第4項雑入、第4目雑入、第10節雑入に自動車損害共済金の受入といたしまして、22万円を加えるものでございます。歳出では、第4款衛生費、第2項清掃費、第1目清掃総務費、第22節補償補填及び賠償金、22万円を賠償金の支払いとしてあらたに加えるものでございます。

それでは予算書の1ページに戻っていただきたいと思います。

( 予算書朗読 )

環境対策課長 以上、簡単ではございますけれども、説明とさせていただきます。

委員長 説明が終了しましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

里川委員 今回の課長の説明で、今後事故の方にも気をつけたいということで、現場ともきちっと話をしたということで、お聞きはした訳なんですけど、ただ、ひとつ心配しますのは、大分前でしたけれども、この委員会でも、収集されるときに一人で収集されている時を見かけたときがあると、自分で運転して行って、止めて、自分一人で降りて、積んでというような、お一人でやられている時を、以前に見かけたときもあったということもあり、こういった事故が起こる中でも、非常に無理な体制になってないのかと、分別、非常に斑鳩町、環境問題も取り組んでおりますので、分別についても住民にご協力いただいている訳なんですけど、逆に収集する側にしても、いろいろの分別の収集をしていた

だいている中で、職員さんの体制の中で、無理がかかってないかなと  
いうことも、ひとつ、私は逆の心配もしているんですね。ですから、  
これは意見として申し上げたいんですが、良く現場の状況を把握して  
いただきまして、今後もそういった体制の状況もきちっと見ていって  
いただきたい、ということ、これはもう、お願いだけしておきたい  
と思います。

委員長 よろしく願いしておきます。他にございませんか。  
ないようですので、以上、6月定例議会提出予定議案については、  
予め説明を受けたということで終わります。

委員長 次に、各課報告事項について受けてまいります。  
(2) 平成16年度斑鳩町一般会計補正予算(第2号)についての  
うち、当委員会に属するものについての報告を求めます。

福祉課長 それでは、平成16年度斑鳩町一般会計補正予算(第2号)につい  
て、福祉課が所管いたしますものについて、資料5によりましてご説  
明申し上げます。

奈良県が実施しております、寝たきり老人紙おむつ等支給事業では、  
在宅介護の支援として紙おむつ、おむつカバー、防水シート、寝間着、  
パジャマの現物支給を行っていますが、平成16年度より紙おむつの  
みの現物支給となり、一部フラットタイプにつきましては、おむつカ  
バーの支給があるわけですが、おむつカバー、防水シート、寝間着、  
パジャマの現物支給が廃止となりました。受給者数としましては、平  
成16年3月末につきましては、紙おむつ受給者78人、その内パジャ  
マ受給者71人、寝間着受給者3人、おむつカバー受給者47人、フ  
ラットタイプ紙おむつ受給者9人となっております。支給品の内容と  
しましては、紙オムツにつきましては4種類ありまして、どれか1種  
類を選ぶこととなります。リハビリタイプが月30枚、パンツタイプ  
が月60枚、フラットタイプが月120枚、尿取りパットが月240

枚となっており、おむつカバーにつきましては年3枚、防水シートは月2枚、寝間着とパジャマはどちらかの選択になりますが、それぞれ年2枚ずつ、パジャマにつきましては年3枚となっております。紙おむつのみの現物支給となることにつきましては、3月17日の県内の担当課長会議において、県から報告がありました。

しかし、当町といたしましては、福祉の後退になる現物支給の廃止は出来ないと判断いたしまして、町独自で、県が廃止する介護用品を支給することにより、引き続き、在宅寝たきり老人介護の支援を行なうことといたしました。このため4月から支給に備えまして、急遽、斑鳩町寝たきり老人紙おむつ等支給事業実施要綱の一部改正を行いまして、また、県が実施する紙おむつ支給事業を利用されている方々には、16年度より県が廃止する介護用品は町独自で支給することをお知らせして、現在受給申請の案内をし、申請を受け付けているところです。また、町独自で現物支給する、おむつカバー、防水シート、寝間着、パジャマの購入に要する費用について資料5の、今回補正予算をお願いするものであります。補正予算の内容としましては、15年度に実績に新規申請者を見込みまして、寝間着は8人分、パジャマ111人分、おむつカバー56人分、防水シート123人分でありまして、これに要する費用として157万2千円の増額補正をお願いするものであります。

以上、簡単ではございますが説明を終わらせていただきます。6月議会において上程させていただきますので、何卒よろしくお申し上げます。

委員長 報告が終了しましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

里川委員 今の課長の説明を聞いて、びっくりしたんですけど、斑鳩町としては3月本会議開いて、予算書出して、やってる中でですね、3月17日に県から報告いただいて、これせなあかんと、いうのはちょっと驚

いているんですけどね。こんな県に対して、もうちょっと前もって、事前にこういう協議、市町村集めて事前の協議してもらおうように、強く要望しておいてもらわないと町も難儀だろうと思うんですけどね。そのところは今回、県に対してどんな風に対応したのか、お聞きしておきたいなと思うんです。

住民生活 担当課長会議の席上でも、かなりけんけん諍々、各市町村から、な  
部長 んの連絡もなしに会議の席上で申し渡されまして、当然各市町村で予算編成も終わって、議会でも審議いただいている中での、突然の話だったものですから、各市町村、そんな対応できないということで、いろいろ、質疑の中では申し上げておりました。

今後の対応としましては、当然、16年度につきましては県の方ではこういう考え方をしておりますけれども、引き続き、そういう会議等の席上、若しくは市町村からの要望等の取りまとめがございますので、それらを利用して引き続いての県への対応を要請していきたいと考えております。

里川委員 本来県が果たすべき役割というのがあると思うんです。それで、市町村の意見をまず聞いて、県の方が財政的にも、もちろんどこも財政しんどいというのは解るんですが、それならそれなりに、事前の協議というのは必要だと思うんです。こういう問題が、今は紙おむつの問題でしたけれども、他の問題についても、県の態度がそういうことになってきたら、私は、非常に困ると思いますので、今後も強く県に対して、こういう横暴なやり方というんですか、これは避けていただくように、きちっと常々町からも、今、部長がおっしゃったように、いろんな機会を捉えて要望していただきたいということを、これは意見として申し上げておきます。

委員長 他にございませんか。

ないようですので、これをもって終わりたいと思います。

次に、（３）平成１５年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について（一般会計）についてのうち、当委員会に属するものについての報告を求めます。

福祉課長 それでは、平成１５年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について（一般会計）について、ご説明申し上げます。

資料６の繰越明許費繰越計算書によりまして、住民生活部所管にかかりますものについて、ご説明申し上げます。

まず、福祉課所管、次に環境対策課所管と続いてご説明いたします。

表の上から２番目、第３款民生費、第１項社会福祉費、事業名、（仮称）総合福祉会館建設事業におきまして、平成１５年度内の用地取得に向け、地権者の方々の協力を得るため交渉を続けてまいりましたが、協力を得るに至らず、当該用地の用地取得を断念せざるを得ない状況となりましたが、当該施設の建設は当町の重点施策でもありますことから、平成１５年度予算において計上いたしておりました実施設計等にかかります経費３，６００万円を平成１６年度予算に繰越させていただくものであります。以上簡単であります、説明を終わらせていただきます。

環境対策課長 続きます、環境対策課所管についてでございますが、表の上から３番目でございます。第４款衛生費、第２項清掃費の鳩水園周辺対策事業におきまして、９００万円の繰越ということでございますが、これは、３月定例会におきましてもご説明をさせていただいておりますように、稲葉車瀬自治会におきます集会所建設にかかる補償費でございます。その際に申し上げますように、平成１５年度末までには、同集会所の竣工が見込めなかったということから、本年度に繰越させていただいたものでございます。

なお、竣工の時期といたしましては、地元からは本年５月末日までと聞いておりますが、町といたしましては出来るだけ早く完成していただきますようお願いもしているところでございます。以上簡単で



はございますが、平成15年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告についての説明とさせていただきます。

委員長 報告が終了しましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

( 質疑なし )

委員長 次に、(4)次世代育成支援行動計画及び障害者福祉計画の進捗状況について報告を求めます。

福祉課長 それでは、次世代育成支援行動計画及び障害者福祉計画の進捗状況についてご説明申し上げます。

まず、次世代育成支援行動計画につきましては、昨年7月に次世代育成支援対策推進法が制定され、全ての市町村に対し、次世代育成支援対策の目標とその達成となるための施策等を記載した行動計画、平成17年から21年の5ヶ年計画の策定義務づけられましたことから、今年度中に策定すべく取り組む予定をしております。

この行動計画の策定に当たりましては、サービス利用者の意向や生活実態をまず、調査し、サービスの量的及び質的なニーズを把握するため、昨年度末、児童福祉施策にかかる実態調査を実施いたしました。その結果の集計を行いまして、児童福祉及び子育て支援に関するニーズの調査とその分析を行い、その調査、分析結果に基づきまして、行動計画策定協議会の意見をお聞きし、調査、研究及び検討を行いながら、行動計画を策定する予定であります。

現在、ニーズ調査の分析を行っているところであり、また、委員の委嘱、会議の日程につきましても、調整しておりまして、纏まり次第、行動計画策定協議会を開催する予定であります。

次に、平成11年度に策定いたしました、斑鳩町障害者計画が、今年度、概ね、10ヶ年計画の中間年に当たり、また、支援費制度の施

策など、障害者の福祉政策が大きく変化していることから、見直しの必要が生じまして、今年度中に障害者福祉計画を策定すべく、取り組む予定をしております。

この計画は障害者が社会の一員として、社会、経済、文化などの各分野に積極的に参加し、幸福や利益を等しく受け、ともに生きる社会を目指そうとするものであり、その実現に向け、啓発、教育、就労、保険、医療、住環境、福祉などの幅広い分野での諸施策を総合的に推進するものであり、着実な進行管理のための数値目標の設定が必要であることから、本計画には障害者福祉にかかるサービスの提供の目標設定を予定しております。

この障害者福祉計画の策定に当たりましても、サービス利用者の意向や生活実態をまず調査し、サービスの量的及び質的なニーズを把握するため、昨年度末、障害者福祉施策にかかる実態調査を実施しております。その結果の集計を行いまして、障害者福祉にかかるニーズの調査、またその分析を行い、その調査、分析結果に基づきまして、障害者福祉計画検討委員会の意見をお聞きし、調査、研究及び検討を行いながら、障害者福祉計画を策定する予定であります。

現在は、ニーズ調査の分析を行ってございまして、それが纏まり次第、委員の委嘱、日程につきましても、調整しております。それが纏まり次第、障害者福祉計画検討委員会を開催し、検討していく予定になっております。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。

委員長 報告が終了しましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

里川委員 今回の説明でニーズ調査分析をし、委員の委嘱など、調整でき次第ということなんですが、一応担当として目標を持っておられると思うんですが、何月頃を目処という風に、この両計画策定については、立ち上げてというんですか、何月頃、第1回目の委員会をしようという風

にお考えになっているのかお聞きしたいと思います。

福祉課長 今現在ニーズ調査の分析を行っておりまして、早くても6月末ぐらいにはなると予定しております。

里川委員 それと、次世代育成支援の方は全く新しい計画になるんですけども、この計画の骨子なんかについては、一定、事務局の方で骨子を作り上げて、委員会へ提案されて、いろんな意見をいただいているというようなやり方になるのかなという風には思ったりしているんですが、そういう手順で行われるという風に考えていてよろしいですか。

福祉課長 今、委員が申されましたように、この計画につきましては初めての取り組みでございます。分野につきましても、幅広い分野になっておりますので、庁内でも健康推進課、または教育委員会、福祉課、それぞれが協力して、作っていかねばならないと考えておりますので、庁内で協力して、まず、そういう骨子といいますか、そういうものを作っていく、検討委員会で諮って、進んでいきたいと考えております。

里川委員 解りました。それと、障害者福祉計画ですが、先日、あゆみの家の総会に出させていただきますときにも、会長さん、おっしゃったと思うんですが、相談業務。なかなか、相談に乗ってもらえる場所がないというような、ご発言があったように思うんですけども、今後、相談業務につきましては、どんなことが考えられるかなという風に思っているんです。いろんな相談の形態があると思うんですが、障害者の方というのは、一種の特性があると思うので、そういったことも含めて、相談に対して対応が出来るのかという、私もちょっと、気になっておったんですが、こういった相談業務について、どうでしょうか。今度、こういった計画の中で、この件については入れていくことが出来るのかどうか、というのを、今すぐね。検討委員会でも、話し合えないといけないと思いますけれど、この事については、一応、担当とし

ては意識を持っていただきたいという風に思うんですが、その点についていかがでしょうか。

福祉課長 実態調査等で今、各調査をやっておりますので、その中でも相談業務についても出てきていると思います。その辺をまた分析いたしまして、庁内または委員会の中でも検討いたしまして、充分、取り組みも盛り込んでいるかどうかにつきましても、検討していきたいと思えます。

里川委員 現実にそういう相談を町の方へも、保険センターの方へも相談されている状況もあるという風に認識をしております。

保健センターの保健師さんも対応してあげていただいているようにも思うんですが、是非ともそういった相談業務についても、きちっと対応していただきたいということを要望しておきたいと思えます。よろしくお願ひします。

委員長 よろしくお願ひします。  
他にございませぬか。

委員長 ないようですので、これをもって終わりたいと思えます。  
他に理事者側から報告することはございませぬか。

住民生活部長 各課報告事項の中で、最後で申し訳ございませぬが、去る5月13日に発生いたしました大雨に伴います被害等の関係につきまして、ご報告をさせていただきたいと思えます。

5月14日付で、議員の皆様方に速報として、活動状況等をご報告をさせていただいておりますが、その後の対応につきまして、簡単にご報告申し上げます。

13日の局地的な豪雨によりまして町内各所で、床下浸水なり、農地の冠水等が発生をいたしております。その被害の取りまとめといた

しまして、家屋被害といたしましては、床下浸水の住宅では52戸、翌日若しくはそれから後におきまして、各住民の方等に聞き取りを行う中で、消毒を行う中で、そういうことで、52戸であったところがございます。大半が興留7丁目から法隆寺南の並松の自治会の周辺で、大半の住宅で床下浸水が発生いたしております。

また農地被害といたしましては、阿波2丁目の東洋シール、南側の農地で約1ヘクタール程の冠水があったということがございます。

道路関係では白石畑の町道で約15メートルぐらいの延長で、路肩の一部が崩壊をしたということがございます。

先ほども申し上げましたように、14日には消毒活動とか、消毒剤の配布等を家屋被害の方々に対しまして、配布を行っております。また、道路点検等もそういう形で実施をいたしました。

これらの災害が生じました、それに対応する費用につきましては、一般会計予算の予備費から消防費の水防費へ流用をさせていただき措置をさせていただきたい、この様に考えているということがございます。

5月13日に発生いたしました局地的な豪雨によります、町内の各所の被害ということをご報告をさせていただきます。以上です。

委員長 報告が終了しましたので、質疑意見があればお受けいたします。

里川委員 詳しい話になってきたら、建水の問題にもなってくると思うんですが、今、部長の説明があって、我々も報告いただいた中で、かたまった家屋の所での浸水があったことにつきましては、また今後、自然の大雨というのはいつ起こってくるか分かりませんので、そういった被害の大きかった地域についての水路の関係、こういったものについて、今後、十分なものなのか、不十分であれば改修しないといけないのか、そういった事についても、きちっと研究をして、調査してやっていただきたいという風に、これはこの担当の課ではなくなると思うんですが、全体の中でそういう方向で動いて欲しいなというのを希

望しておきたいと思います。

委員長

他にございませんか。

ないようですので、これをもって終わりたいと思います。

以上、各課報告事項については、報告を受け、了承をしたということで終わります。

続いて、その他について各委員より何か質疑があればお受けいたします。

里川委員

大変申し訳ないんですけど、厚生常任委員会では夏になりましたら3つの行事、職員さんと一緒にお手伝いで行かせていただくわけなんですけれども、できるだけ早い時期に日程だけでもお知らせいただけたら、私達もいろんな予定がございますのでありがたいと思うんですが、それは現時点ではまだ分かってないのでしょうか。

福祉課長

日程の方、現在持っておりますので説明させていただきます。身体ふれあいの集いですが7月22日木曜日を予定しております。方面につきましては今現在業者等選定をしていく中で調整していきたいと思っております。方面につきましては伊勢方面を考えております。すいません。業者につきましては今、そういう段階でございます。

次に7月28日一日里親会を予定しております。行き先につきましてはトロッコ列車保津川下りという事で京都方面を考えております。

次に8月1日、2日、一泊二日でございますが、心身ふれあいの集いを予定しております。行き先につきましても三重方面となっておりますので、また皆様にはご協力よろしく申し上げます。よろしく願いいたします。

三木委員

2つお尋ねします。1つは厚生年金いかるが荘の件でございます。以前からこの件については理事者の方にも何度かお邪魔させていただいて、先日も入居者の方とご一緒に相談にも参りました。その辺の経

緯でございます。中に入っていらっしゃる、30数名おられます。その中の方々は何人かはそこで一生を過ごしたいという方もいらっしゃいます。そういった方々が現実、今そこを出なければならないという状況になっております。先日も前々回伺った時もお答えについてはまだ県の方とはする話がないという事を聞きました。先日お伺いしておりますが、その辺の経緯でございますね、それをお聞かせいただきたいのが1つでございます。

それからもう1つは、いきいきの里のお湯の高熱の件でございます。これも中井部長の方にも私にご相談にあがっております。昨日も私、行って参りました。実際にやってみて結果から申し上げますと、最初は入ってすぐシャワーかけたんですが、感じませんでした。何回かかけたんですけど感じませんでした。最後に私もう1回湯から上がる時にかけてみましたら、おやっと思ったんですが2、3秒後に熱いお湯が出ました。やっぱりそうかな、と思ひまして私は行く度にいろんな方にお聞きするんですが、今回もお尋ねしました。そうしましたら最初のうち熱いのが出た。ちょっと危ないので心配しているという方、それから、そうだね、やっぱり最初のうちは熱いのが出たねという事をおっしゃってました。私は何回か行くのでその度に感じておるんですが、以前ほどではございません、熱さの差がですね。なぜ私最初に入った時に感じなかったのかと思ひましたら、最初、お湯に入るということは、シャワーを最初からかける人は余りいないんですね。たいがい、足の方からかけて行って、心臓に近い方、そういう方からということだと思ひますが、ですから足にかけていった時には2秒か3秒ですのでその辺は感じなかったと私は思ひました。そのうちだんだんやってるうちにあれっと思ひ出したのは、こうかけていったらこの辺で感じました。そういった事でその辺の以前からちょっとお願いしている、子ども達も一回当たったら、幼稚園の子なんか目の前で見ました。おじいちゃんが駆け寄ってきたら、熱い、怖いと言って、二度とかからなかったという事も目の前で見ました。そういう事もありまして、抜本的に、根本的に直す方法はないだろうか、という事で私はお

願いをしたわけですが、大変難しいと思います。熱いお湯と水との調合の具合ではないかと思います。色々と努力はしていただいているものとは思っております。ただ、実際に利用される方から今でもそういう声が出てるという事を受けとめて対策を考えていただければ、と思っております。この2つの件についてお尋ねいたします。

福祉課長 まず厚生年金ならいかるが荘の件でございますが、議員さん、先日窓口へ来られました以後、私の方もいかるが荘及びいかるが荘を管理しております奈良社会保険事務局にも問い合わせをいたしましたところ、廃止等の計画が現在ないという事で返答をいただいております。

しかしながらそういう計画がもし決まれば、早い段階で入居者の方にお知らせするなり、また説明をお願いしたいという事で申しておきました。

次に町での相談体制という事で入居者の方が窓口で相談されるという事がございますので、それに備えまして県内の介護利用型軽費老人ホーム、ケアハウス28施設、有料老人ホームの入居料や入居の状況等を現在調査して、施設に問い合わせをしております、それを今集計しているところでございます。

また、窓口に来られました時にはそういう情報等も提供いたしまして、体制を整えていきたいと考えております。

福祉課長 いきいきの里の浴室のシャワーの利用の際、急に熱いお湯が出ると  
補佐 という事は私どもも利用者の方から聞いておりました。それで私どもも現場に赴きまして実際点検を兼ねて出してみましたけれども、その時はそういう事は起っておりません。浴室のシャワーの温度は手元の温度調整のダイヤルで常に40℃という事でロックをかけておりますが、一度に多くの方が入浴されますと、メーカーの話によりますとそういう事がたまに起ると。また、シャワーの蛇口の内部に温度を調整するパッキンがございまして、それを永年使っておりますとその磨耗によって、温度の調整がずれるという事が起るという事で、男女浴室



全ての蛇口の中のパッキンを全て取り替えをいたしました。しかし未だにそういう声があるという事も聞いておりますので、利用者の安全が第一ですので、もう一度メーカーに問い合わせをいたしまして、対処を考えておりますので、よろしく願いいたします。

三木委員     ありがとうございます。一番目のいかるが荘の件ですが、今課長の回答の中にも、まだ社会保険事務所の方ではまだ事実がないと、廃止の意向もないという事を返ってきたと思います。以前にも野崎課長の時も私がお話した時も野崎課長に調べていただきましたら、同じような答えが返ってきておりました。県としてはおそらくまだ公にしたいくないんだと、恐らく内々に進めていってある程度目途がついたら、という風に考えてらっしゃると思います。ただ、中にいる人達というのは現実には次の場所を探さなきゃいけないとか、途方に暮れててどうしたらいいものか、とかいう事の人がいっぱいおられます。ですから町として今いろいろ28施設の方の受け入れ体制という事も今調べていただいているそうなんです。ですから県の施設でございますが、入っている方は町民でございますので、そういった方々に対して、やはり来られるというのも分かりますが、できたら積極的に相談にのっていただくと。2年以内くらいに出て行ってもらいたい、という事が内部では出てるようでございます。町としても積極的にそういった方々の声を聞いてできるだけ協力していただけるようお願いしておきます。

それともう一つ申し上げておきます。お湯の件でございます。課長の方からご説明、以前もそのような回答をお聞きいたしました。ただ、私昨日行った限りでは入っていらっしゃる方が3、4名なんですね。少なかったわけです。ただ、その時はそれでも、もしかしたらその前は多かったかも知れませんが、何とも人数の件については言えません。そういう事ですが、今もお答えの中で今後も再度調べて、という事でございます。是非、小さなお子様も見えます。女の方は特に肌が弱い部分がありますので、特にデリケートだと思います。是非その辺の早い解決方法を見出していきたいと思います。また、それが結

果について経緯でも結構でございますので、随時動きがあったらお知らせいただければ幸いです。よろしくお願いいたします。

委員長

他にございませんか。

ないようですので、私から1つだけお聞きしたいと思います。

介護認定を受けるのに手順と言うのですか、それについてお聞かせ願いたいと思います。そして書類とかそういうようなものがあるのかどうかについてお聞かせ願いたいと思います。

福祉課補  
佐

まず65歳になられましたら1号被保険者という事で介護保険の方の1号被保険者となっていただきます。その後もし介護が必要であるという時には介護認定を受けていただく事になりますけれども、これは福祉課の窓口の介護保険係の方にその申請をしていただくという形になります。申請をしていただきまして、先生の意見書等を付けていただいて認定の調査にも伺わせていただきまして、それを認定審査会にその内容を送らせていただくという形になります。そして要介護度、要支援から要介護1、2、3、4、5という中で判定が出てきます。その判定を基にご本人さんが介護保険制度を利用したいという事であればケアマネージャーを選んでいただいて、介護の種類等相談をしていただいて使っていただくという形になります。本人負担は1割でかかってきます。介護度によりまして1ヶ月に使っていただく単位数は変わってきております。一応大まかな流れはこのような形になっております。

委員長

ありがとうございます。他にございませんか。

ないようですので、これからちょっと相談したいことがありますので暫時休憩します。

(午前10時 8分 休憩)

(午前10時10分 再開)

委員長

再開します。

水道決算審査特別委員会委員に里川委員、三木委員が当委員会から  
いっていただくということで、よろしく願いを致します。

その他についてもこれをもって終了します。

以上をもちまして本日の審査案件については全て終了いたしました。

なお、本日の会議の委員会報告のまとめについては、正副委員長に  
ご一任いただきたいがご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

ありがとうございます。

それでは、閉会にあたり町長の挨拶をお受けします。

( 町長挨拶 )

委員長

これをもって閉会いたします。ご苦勞様でした。

(午前10時12分 閉会)